

昭和四十年政令第八十七号

伝染病予防調査会令

内閣は、厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)第二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(所掌事務)

第一条 伝染病予防調査会(以下「調査会」という。)は、厚生大臣の諮問に応じて、伝染病の予防に関する重要事項を調査審議する。

2 調査会は、前項の重要事項に関し、厚生大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第二条 調査会は、委員四十人以内で組織する。

2 調査会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第三条 委員及び専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

2 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(任期)

第四条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、退任するものとする。

(会長)

第五条 調査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行なう。

(部会)

第六条 調査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、その部会に属する委員のうちから互選された者が、その職務を行なう。

6 調査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって調査会の決議とすることができる。

(庶務)

第七条 調査会の庶務は、厚生省公衆衛生局防疫課において処理する。

(雑則)

第八条 この政令に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、調査会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(厚生省組織令の一部改正)

2 厚生省組織令(昭和二十七年政令第三百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一号を加える。

五 伝染病予防調査会に関すること。